

7番（小川義昭君）

それでは次に、指定管理者へのインセンティブについてお伺いたします。

本市の指定管理者制度を導入している施設には、指定管理料と利用料金制の併用及び指定管理料と使用料金制の併用のいずれかを施設の形態によって採用していますが、今後は、極力、指定管理料と利用料金制との併用を採用してはいかがでしょうか。

また、平成20年9月定例会において、指定管理者と指定管理料の精算について、「指定管理者の営業努力により収益が増加しても、基本協定書に定めることにより、市への返納の必要がないとすることも可能である。今後大いに検討する。小川議員のおっしゃるとおり、同感である。」と故角市長からの答弁がありました。しかし、現実には精算により残額が生じた場合は市へ戻し入れることとなっており、実際には、指定管理者への経営努力が反映されておらず、むしろインセンティブの付与とは逆のことが行われているように思われます。

指定管理者は、経営努力によって得た余剰金を新たな設備投資に回すことによって、より以上の市民サービスの向上が図られ、さらに収益増、コスト削減につながるといった好循環が生まれるのではないのでしょうか。

指定管理者が会計年度期間内で余剰金が生じた場合、なぜ市にその余剰金を返さなければならないのかを疑問に感じます。

指定管理者制度を効果的に運用するには、指定管理者のモチベーションを維持、向上させるインセンティブの付与が重要かと考えます。御見解をお伺いたします。